休日の地域クラブ　指導月報

作成日	令和　　年　　月　　日
クラブ名	クラブ
指導者名	押印または署名

令和　　年　　月分

	指導日時			参加生徒数	指導場所	指導内容	確認者サイン
例	4／5	土	8:30 ～ 11:30	7 人	中学校体育館	通常練習	佐藤
			～	人			
			～	人			
			～	人			
			～	人			
			～	人			
			～	人			
			～	人			
			～	人			
			～	人			
			～	人			
			～	人			
			～	人			

特記事項　（何かあればご記入ください）

■指導の都度、活動に同席している保護者から、確認者欄にサインをもらってください。
■毎月の指導が終了次第、教育委員会事務局　社会教育係（村民センター１階窓口）へ指導月報をご提出ください。
　閉庁時は1階入口の受付にいる守衛さんへお預けください。
■指導月報の記入方法やお支払いに関する詳細は、裏面をお読みください。

（事務局使用欄）

受領印

確認日：

支払予定月：

◆時間単価	円	×	時間	=	円	
◆日　額	円	×	回	=	円	

◆休日の地域クラブの活動時間について

休日の地域クラブの活動時間は、原則、週１日（３時間程度）です。
これを超えて活動されたい場合は、平日の部活動を含めた活動時間が週11時間程度に収まるよう調整し、生徒や教員等に過度な負担をかけることのないように考慮してご検討ください。

◆指導月報の記入方法、提出方法について

・右上「作成日」には、その月の最終指導日以降の日付を記入します。
・活動ごとに、指導日時／参加生徒数／指導場所／指導内容　をご記入ください。
・活動の都度、活動に同席している保護者から確認者欄にサインをもらってください。
・毎月の指導が終了次第、教育委員会事務局　社会教育係（村民センター１階窓口）へ指導月報をご提出ください。閉庁時は１階入口の受付にいる守衛さんへお預けください。

◆指導者謝金のお支払いについて

・「南箕輪村中学校スポーツ・文化活動運営協議会」（南箕輪村教育委員会　社会教育係内）にて、指導月報の記入内容を確認及び精査し、各クラブで決められている謝金金額をもとにお支払い金額を決定します。
・時間単価でお支払いする活動については、月の指導時間を合計し、１時間に満たない時間分は、30分ごとに繰り上げします。（例：10時間25分→10時間30分、11時間45分→12時間）
・平日の活動については、指導者謝金はお支払いできません。
・土日祝日であっても、平日の部活動としての活動や試合参加は、謝金のお支払い対象外です。平日の部活動として参加する中体連、吹奏楽連盟等が主催する大会の引率やコーチについても同様です。
・指導者謝金は所得税法上の「報酬・料金」に該当するため、源泉徴収を行っております。お支払い金額から源泉徴収額を差し引いた額をお振込みします。
・初回の指導者登録時に書類にご記入いただいた口座へ、運営協議会よりお振込みします。
・振込月は、７月、10月、１月、４月の年４回です。
振込日は、25日頃を予定しています（事前に振込通知書にてお知らせいたします）。

◆その他

・予約施設の追加・変更、減免等のご相談は、わくわくクラブ（0265-78-8313）へお問い合わせくださ
・教員の方は、兼職兼業届に記載の年間活動時間を超えないようご留意ください。
・部活動指導員を兼務している方は、部活動指導員としての勤務実績とお間違えないようご注意ください。

南箕輪村中学校スポーツ・文化活動運営協議会事務局
（南箕輪村教育委員会　社会教育係内）
TEL：0265-76-7007　FAX：0265-76-5568
メール： syakai-c@vill.minamiminowa.lg.jp